

公認心理師法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和8年3月31日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
文部科学省高等教育局専門教育課

公認心理師法施行規則の一部を改正する省令案について、令和8年2月12日（木）から同年3月13日（金）まで御意見を募集したところ、5件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。
御意見等をお寄せいただいた皆様に御礼申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	公認心理師の養成において、特定の施設（高次脳機能障害者支援センター等）を実習先として追加することには賛成しますが、それと同時に、国家資格を持たないものの、長年現場で実績を積んできた「資格なしのカウンセラー」の知見や活動が制限されないよう、より柔軟な運用と評価を求めます。	御意見として承ります。
2	当面どのような運営をなされるか、きちんと調べてはいませんが、行政が民間に委託するケースがあるかと思います。 例えば、公認心理師の受験資格となりうる業務である場合、	御意見として承ります。 受験資格を取得することができる施設は、文部科学大臣及び厚生労働大臣が要件を満たす旨認めるものに限るものであり、該当する施設は、厚生

	<p>委託先である民間が雇用する人材に受験資格が与えられるのか否か、施設分類の他に一文加えた方が良いと思う。</p> <p>(民間委託であれば全て NG なのか、それとも業務内容によっては受験資格を得ることができるのか)</p> <p>もともと公認心理師の受験資格となる施設への就職は非常に狭き門であり、社会人が資格取得を目指すとなると相当ハードルが高くなるため、業務内容が該当し、かつプログラム実施が可能であれば受験資格が付与されれば良いと思う。</p> <p>仮に、施設が直接雇用する者に限る、ということであれば、今後資格取得を目指す人にとって、非常に紛らわしく、受験資格を得ることができるものとして委託先へ就業してしまうケースも考えられるため、きちんと明示いただくことを望みます。</p>	<p>労働省の受験資格に関するホームページでも明示しています。今回追加する高次脳機能障害者支援センターも、認定された場合には、当該ホームページに明記することとなります。</p>
3	<p>高次脳機能障害者支援法第 19 条第 1 項の趣旨に照らせば、「文部科学省令・厚生労働省令で定める施設」に「高次脳機能障害者支援センター」（以下「センター」）を追加すること自体は、制度目的との整合性があり、妥当な判断であると考えます。</p> <p>一方で、公認心理師法第 7 条第 2 号に基づく受験資格の実務経験を担保する施設として位置付ける以上、当該施設には、公認心理師を養成するに足る教育・指導環境（研修体制およびスーパービジョン体制等）が確保されていることが求められます。少なくとも、公認心理師（または同等の水準を有する専門職）が配置され、指導・研修を継続的に実施できる体制が必要条件になると考えます。</p>	<p>公認心理師法第 7 条第 2 号に規定する公認心理師試験の受験資格を取得することができる施設については、「公認心理師法第 7 条第 2 号に規定する施設の文部科学大臣及び厚生労働大臣による認定等について」（平成 29 年 12 月 8 日付文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）で一定の基準を示しており、この基</p>

	<p>しかし、手元に全国的な統計資料はありませんが、意見提出者の見聞の範囲では、センターにおける公認心理師の配置は必ずしも十分とは言えず、また教育・研修体制についてもセンター間で差がある可能性が高いと理解しています。</p> <p>したがって、センターを対象施設に追加するに先立ち、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) センターにおける公認心理師等の配置状況、 2) センターごとの教育・研修・指導体制について、実態を把握し、可能な限り明らかにすることが必要と考えます。 <p>その上で、まず一定の施設要件（例：指導者の配置、研修計画の整備、指導・研修の実施記録、ケース検討等の機会の確保）を満たすセンターに限定して対象施設とすることが望ましいと考えます。あわせて、施設基準（公認心理師の配置の義務化等）の設定等により、将来的には全国一律に質保証が図られることが望ましいと考えます。</p>	<p>準を満たすものとして文部科学大臣及び厚生労働大臣が認めるものに限ります。</p> <p>当該基準においては、適切な指導体制を有していること等を求めており、御指摘の質の担保が図られているものと考えています。</p>
4	<p>高次脳機能障害者及びその家族等に対する専門的な相談支援等を行う機関として「高次脳機能障害者支援センター」が規定されたことを踏まえ、「文部科学省令・厚生労働省令で定める施設」として、高次脳機能障害者支援センターが追加されることに賛同いたします。</p> <p>また、今後の公認心理師の養成において、「大学における必要な科目」の中にある、(13) 障害者・障害児心理学、(17) 福祉心理学、(23) 関係行政論などの科目で、高次脳機能障害者支援法、高次脳機能障害者及びその家族等に対する</p>	<p>御意見として承ります。</p>

	<p>専門的な相談支援等をより一層深く学ぶ機会を設けていくことが望ましいと考えます。</p> <p>同様に、「大学院における必要な科目」の中にある、(2)福祉分野に関する理論と支援の展開、(6)心理的アセスメントに関する理論と実践などの科目で、高次脳機能障害者及びその家族等に対して、神経心理アセスメントを踏まえ、心理教育等を含めた専門的な相談支援等をより一層深く学ぶ機会を設けていくことが望ましいと考えます。</p> <p>今後、高次脳機能障害者支援センターの運営実施要項において、配置基準に高次脳機能障害者及びその家族等に対する心理教育等を含めた専門的な相談支援を担う心理支援の専門職として「公認心理師」の配置が盛り込まれることを強く要望いたします。</p>	
5	<p>1. 公認心理師の受験資格（区分B・F）の実務経験先に「高次脳機能障害者支援センター」を追加するものについて賛成いたします。</p> <p>2. 今回高次脳機能者支援法でその支援が明確化された家族支援のみならず、当事者・支援者に対する支援を担うために全ての高次脳機能障害者支援センターに公認心理師の配置が必須です。</p>	御意見として承ります。